

## 第2回

# 外国人留学生就職フェア

## 合同企業面接会

# 参加企業募集

開催日：2022年10月7日（金）

開催時間：13時00分～16時30分  
（受付時間：12時00分～12時30分）

- \* 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から延期または中止となる場合があります。予め、ご了承ください。
- \* 新型コロナウイルス感染予防対策としてマスクの着用を必須としています。入場の際は体温測定を行い、発熱症状が認められた場合は入場をお断りさせていただきます。

### 開催場所

愛知県産業労働センター（ウインクあいち）8階 展示場  
名古屋市中村区名駅4-4-38

### 募集企業

留学生の採用を予定している企業25社を募集

### 対象学生

2023年3月大学院・大学・短大・高専・専修学校を卒業予定の留学生及び、卒業後概ね3年以内の既卒者

### 実施方法

完全予約制。タイムスケジュールに沿って、事前に予約した留学生に対し、面接（各回1名、20分）を実施（最大8回）させていただきます。タイムスケジュールは、HPに掲載します。

### 申込方法

事業所管轄のハローワークにて申込み済の留学生等が応募可能な大卒等「求人票」と別紙「第2回 外国人留学生就職フェア」参加申込書に必要事項をご記入のうえ、郵送、FAX又はEメールにて名古屋外国人雇用サービスセンター宛てに提出して下さい。

### 申込期限

**2022年8月26日(金)**  
参加予定企業数を超える応募があった場合は、抽選により参加企業を決定しますので、予めご了承ください。

### 注意事項

外国人留学生が日本国内の企業に就職し、引き続き在留することを希望する場合は、就労可能な在留資格への変更許可をあらかじめ受ける必要があります(裏面参照)。したがって、就労可能な職種を募集していない場合には、ご参加いただくことができませんのでご了承ください。

# 留学生の採用と在留資格の変更についての留意点

## (1) はじめに

外国人留学生が日本国内の企業等に就職し、引き続き在留することを希望する場合は、「出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」といいます。）」に定められる手続きにより、「留学」から「技術・人文知識・国際業務」等、就労可能な在留資格への変更許可をあらかじめ受ける必要があります。

## (2) 就労を目的とする外国人の受入れ方針について

わが国では、専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進することが政府の方針となっています。

## (3) 就労可能な在留資格

### ①技術・人文知識・国際業務

自然科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務

例) システムエンジニア、技術開発、設計、生産管理、品質管理

人文科学の分野に属する知識を必要とする業務

例) 企画、マーケティング、財務

外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務

例) 通訳、翻訳、語学の指導、広報、宣伝、海外取引、デザイン、商品開発

### ②研究、教育、教授、投資・経営など

### ③特定技能（1号）

特定産業分野（介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品料製造業、外食業）

## (4) 在留資格変更許可のポイント

「技術・人文知識・国際業務」の場合、**大学等における学問分野との関連性を有する業務か、または、母国語を必要とする業務に就くことが大前提です。**（専修学校生は学問分野との関連性を有する業務のみ変更許可されます。）

①本人の学歴（専攻課程、研修内容）その他の経歴から相応の技術・知識等を有する者であるか。（卒業できないときは、不可となります。）

⇒ **本人の持っている専門知識（スキル）**

②従事しようとする職務内容からみて本人の有する技術・知識等を活かせるものか。

⇒ **本人の持つ専門知識と職務との関連性**

③本人の処遇（報酬等）が適当であるか。（同じ仕事をする日本人と同等額以上）

⇒ **入管法上の基準を満たすものか**

④雇用企業等の希望・実績から安定性・継続性が見込まれ、さらに本人の職務が活かせるための機会が実際に提供されるものか。 ⇒ **受入れ先企業の状況**

## (5) 在留資格変更の手続き（参考）

「留学」から就労可能な在留資格への変更許可申請は、原則として外国人本人が、住居地を管轄する出入国在留管理局又は同支局若しくはそれらの出張所に向いて行う必要があります。詳しくは法務省入出在留管理局にお問い合わせください。

### <お問合せ>

名古屋中公共職業安定所 名古屋外国人雇用サービスセンター

〒460-8640 名古屋市中区錦2-14-25 ヤマイチビル8F

電話 052-855-3770 FAX 052-855-0944

E-mail: nagoya-gaisen@mhlw.go.jp

H P: <https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-foreigner/>